

空家のはなし

- 空家の管理不足(戸締り、庭木)による問題が多く発生しています。
- 空家は、所有者が責任を持って管理するものです。

空家を放置すると、建物が老朽化し、倒壊したり物が落下するなどして、近隣の建物や通行者等に危険を及ぼすおそれがあります。

その場合、建物の所有者は、損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

■ 空家になる前から

“もし自宅が空家になったら…”

を考えておきましょう

- ・ 家族や親族と話し合い、誰が管理・相続するか、家屋の活用(処分)はどうか、などを決めておきましょう。
- ・ また、長期不在とする場合も、管理者や管理方法などを決めておきましょう。

■ 空家になってしまったら

1 解体する

2 売る・貸す

3 空家をしっかり管理する

- ・ 定期的に空家の状況を確認するようにしてください。
- ・ 民間会社等の管理サービスを利用するのもひとつの方法です。
- ・ 草木の繁茂や害虫の発生にもご注意ください。

- 空家を売る、貸すなどするためには、相続登記により名義の変更が必要となる場合があります。

■ 空家に関する相談窓口について (裏面)



空家の管理等に関する相談窓口

(市内に空家がある場合の相談窓口です。市外にある場合は、空家のある自治体等にご相談ください。)

相談内容	相談窓口	連絡先(TEL)
① 相続問題・借地借家問題などの相談をしたい (相談時間の制限あり)	市民相談 (市川市役所総合市民相談課)	047-712-8529
② 相続、成年後見制度をはじめとする法律全般に関する相談をしたい	千葉県弁護士会 京葉支部	047-431-7775
③ 相続、登記、成年後見制度等に関する相談をしたい	千葉司法書士会	043-246-2666
④ 空家を解体したい	千葉県解体工事業協同組合	043-202-5505
⑤ 空家をリフォーム・建替えしたい (建築全般に関する相談)	公益社団法人 千葉県建築士事務所協会 市川・浦安支部	047-396-1179
⑥ 土地・建物を売りたい・貸したい (不動産全般に関する相談)	一般社団法人 千葉県宅地建物取引業協会 市川支部	047-314-6700
	公益社団法人 全日本不動産協会千葉県本部 市川浦安支部	047-710-8740
⑦ 草刈(軽微なもの)をしたい	公益社団法人 市川市シルバー人材センター	047-326-7000
⑧ 草刈・樹木の伐採をしたい	市川造園建設業協同組合	047-372-2614
⑨ 害虫・害獣を駆除したい	千葉県害虫防除協同組合	043-221-0064
⑩ 空家の管理について相談したい (定期的な建物・庭木の点検など)	一般社団法人 千葉県宅地建物取引業協会 市川支部	047-314-6700
	公益社団法人 全日本不動産協会千葉県本部 市川浦安支部	047-710-8740

■発行: 市川市街づくり部住環境整備課 (空家対策担当)

〒272-0033 市川市市川南2-9-12

TEL : 047-712-6325